

船舶事故調査報告書

平成23年2月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲也
委員 根本 美奈

事故種類	被引浮具搭乗者負傷
発生日時	平成22年8月1日（日） 09時20分ごろ
発生場所	鹿児島県瀬戸内町加計呂麻島渡連海岸の砂浜沖 瀬戸内町待網埼灯台から真方位235° 1,450m付近 (概位 北緯28°06.6′ 東経129°19.8′)
事故調査の経過	平成22年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ カモメ3、0.1トン 296-24643鹿児島、有限会社新宿ソフト 2.71m (Lr) × 1.07m × 0.43m、FRP ガソリン機関、75kW、平成22年5月
乗組員等に関する情報	船長 女性 32歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年7月2日 免許証交付日 平成22年7月2日 (平成27年7月1日まで有効)
死傷者等	負傷 2人（被引浮具搭乗者）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、女性4人（以下「搭乗者」という。）が乗った「POPARAZZI」と呼称する浮具（長さ約1.9m、幅約2.0m、高さ約1.3m、以下「本件浮具」という。）を約20mのロープでえい航し、渡連海岸の砂浜（以下「本件砂浜」という。）から北方に延びた浮棧橋（以下「本件浮棧橋」という。）の沖を、東西方向に広がる楕円形を描くようにして反時計周りに周回し、直進中は約22km/h、旋回中は約12km/hの速力で遊走していた。</p> <p>船長は、3周目の西航中、本件砂浜西方の岩場から十分距離を離そうと思って左旋回を開始したところ、1～2周目よりも本件浮棧橋に接近して左旋回することとなったが、このことに気付かなかった。</p>



本件浮具

	<p>本船は、本件浮棧橋の北西方で左旋回を終え、約22km/hの速力で本件砂浜と平行に東進したところ、平成22年8月1日09時20分ごろ、えい航されていた本件浮具が本件浮棧橋の西側に係留中の水上オートバイ2隻に衝突した。</p> <p>搭乗者のうち、衝突した衝撃で2人が落水し、他の2人が本件浮棧橋に落ち、落水した1人が外傷性腎損傷を、本件浮棧橋に落ちた1人が右上腕打撲をそれぞれ負った。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長及び搭乗者は、会社の慰安旅行で本件砂浜に隣接した宿泊施設に来ており、船長は、宿泊施設にいる同僚に本件浮具で楽しんでいるところを見せようと思い、本件砂浜に近い場所で遊走していた。</p> <p>本件浮棧橋の西側には、本事故当時、本件浮具と衝突した2隻を含む水上オートバイ数隻と小型船1隻が係留されていた。</p> <p>船長は、これまでにウェイクボードをえい航したことがあったが、本件浮具を含む浮体をえい航したことがなく、また、本件浮具の取扱説明書を見たことがなかった。</p> <p>船長及び搭乗者は、取っ手の数などから本件浮具の定員が4人であると思っていたが、本件浮具の取扱説明書によれば、定員は3人（231kg）であった。</p> <p>搭乗者のうち2人は、本件浮具でうつ伏せになって両手で前端の取っ手をつかみ、残り2人は、うつ伏せになった2人の脚を跨いで立って同浮具上部の取っ手をつかんでいた。</p> <p>船長及び搭乗者は、全員救命胴衣を着用していた。</p> <p>本件浮具の取扱説明書には、次のことが英文で記載されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ えい航を始める前に、水域を慎重に調査すること。 ・ 海岸、ドック、杭、遊泳者の100フィート（31m）以内又は他船、障害物の近く若しくは浅瀬でえい航しないこと。ボート等の進路の200フィート（61m）幅で障害がないところを中心にして使用すること。 ・ ボート等が、直進中と同じ速力で旋回すると、浮具の速力は増加し、浮具搭乗者は外側に移動する。浮具搭乗者の限界を認識すること。 	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、加計呂麻島の本件砂浜沖において、本件浮具をえい航して遊走中、本件浮棧橋に接近して旋回したことから、本船の旋回径よりも膨らんだ円を描いて滑走した本件浮具が、本件浮棧橋に係留中の水上オートバイ2隻に衝突したものと考えられる。</p> <p>搭乗者のうち2人は、衝突の衝撃で投げ出され、落水又は本件浮棧橋に落下した際に負傷したものと考えられる。</p>

	<p>船長は、西方の岩場から十分距離を離そうと思って左旋回を開始したことから、1～2周目よりも本件浮棧橋に接近して旋回することとなったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、加計呂麻島の本件砂浜沖において、本件浮具をえい航して遊走中、本件浮棧橋に接近して旋回したため、本船の旋回径よりも膨らんだ円を描いて滑走した本件浮具が、本件浮棧橋に係留中の水上オートバイに衝突し、衝突の衝撃で搭乗者2人が投げ出されたことにより発生したものと考えられる。</p>